

議案第 33 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則 の一部を改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 26 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会規則第 号

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則の一部を 改正する規則

小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成 18 年小城市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 45 条第 3 項中「小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱」の次に「(平成 20 年小城市教育委員会告示第 5 号)」を加える。

第 57 条の次に次の 1 条を加える。

（業務量の適切な管理）

第 57 条の 2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 2 条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第 7 条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1 箇月について 45 時間

（2） 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

（1） 1 箇月について 100 時間未満

（2） 1 年について 720 時間

（3） 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2

箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

第64条第1項中「(昭和24年法律第1号)」を削る。

第76条第3項中「規則」の次に「(平成17年小城市教育委員会規則第9号)」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案第33号 小城市立小・中学校の管理及び運営に関する規則（平成18年小城市教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
(学校運営支援室) 第45条（略） 2 （略） 3 学校運営支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱 の定めるところによる。	(学校運営支援室) 第45条（略） 2 （略） 3 学校運営支援室の組織及び運営に関し必要な事項は、小城市立小・中学校事務共同実施組織運営要綱（平成20年小城市教育委員会告示第5号）の定めるところによる。 <u>（業務量の適切な管理）</u> 第57条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。 <u>（1） 1 箇月について45時間</u> <u>（2） 1 年について360時間</u>

	2 <u>教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u> (1) <u>1 箇月について100時間未満</u> (2) <u>1 年について720時間</u> (3) <u>1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月あたりの平均時間について80時間</u> (4) <u>1 年のうち1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6 箇月</u> 3 <u>前2 項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u>
(研修)	(研修)
第64条 職員は、教育公務員特例法	第64条 職員は、教育公務員特例法
第22条第2項の規定により、研修を受けようとするときは、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。	第22条第2項の規定により、研修を受けようとするときは、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。
2 (略)	2 (略)
(情報の取扱い)	(情報の取扱い)
第76条 (略)	第76条 (略)

2 (略)	2 (略)
3 学校における情報の取扱い、小城市教育委員会が管理する情報の公開等に関する規則 <u>を準用</u>	3 学校における情報の取扱い、小城市教育委員会が管理する情報の公開等に関する規則 <u>(平成17年小城市教育委員会規則第9号)</u> を準用する。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の 一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとめ取り等）【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日を確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする（※）。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4（地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外）について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項（対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等）については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施 行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用（第5条関係）については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定（第7条関係）については令和2年4月1日